

## 「メーカー保証延長サービス」加入規約

「メーカー保証延長サービス」利用規約（以下「本規約」といいます）は、シャープ株式会社（以下「当社」といいます）が、当社製の対象エアコンと対象空気清浄機（以下、併せて「対象機器」といいます）向けに提供する「集中管理システム」のサービス契約者向けに提供する故障時の修理サービスに関し、ご利用いただくための条件を定めるものです。修理サービスのご利用いただくにあたっては、本規約をお読みいただき、内容についてご同意のうえ、お申込み、ご利用いただくようお願いいたします。

### 第1章 総則

#### 第1条 （規約の適用）

1. 本規約は、対象機器にメーカー保証延長（以下「本保証」といいます）の期間中に本規約で定める故障が発生した場合の修理サービスについて定めるものです。当社は、本規約の定めに基づき、本サービスの対象期間（以下、メーカー保証延長期間といいます）において対象製品が故障または損傷した場合に、修理サービス（以下、本サービスといいます）を提供します。
2. 本サービスは対象機器について、以下の時点でのみ利用の申し込みができるものとします。
  - (1) 集中管理サービスの申し込みを行ったとき
  - (2) 集中管理サービスの契約後に、対象機器を新規で購入したとき
  - (3) 申込者が対象機器の導入状況の情報を提供の上、当社がその申し込みを認めるとき。
3. 申込者は、本規約、本規約に付随する特約、集中管理システムサービス利用規約、当社と申込者間で適用される規約、ガイドラインその他の集中管理システムのサービスに関する合意事項および対象機器の取扱説明書などの記載事項の全て（以下すべて併せて「集中管理システムサービス利用規約等関連規約」といいます）に同意し、遵守し、また集中管理システムサービス利用規約等関連規約に定められた申込者の義務と同等の義務を利用者（第2条（用語の定義）で定義します）に遵守させる必要があります。
4. 申込者は本サービスを利用者が利用するに際して、利用者が集中管理システムサービス利用規約等関連規約に対して同意かつ遵守することを当社に対して保証するものとします。
5. 本規約に定めのない事項については、集中管理システムサービス利用規約等関連規約に準ずるものとします。
6. 当社が本サービスの円滑な運用を図るため、当社は必要に応じて申込者に本サービスの利用に関する諸規定を通知します。当該諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。
7. 本規約の内容と、前項の諸規定の条件が矛盾する場合は、前項の諸規定が優先して適用されるものとします。

#### 第2条 （用語の定義）

本規約における用語を、以下各号のとおり定義します。

- (1) 「集中管理サービスサポートサイト」とは、当社が運用する集中管理システムのサービスのためのサポートサイトで、下記のURLで表示されるサイトをいいます。（<https://jp.sharp/business/smartconsole/>）
- (2) 「集中管理アプリ」とは、「集中管理システムサービス利用規約」で定める、当社が提供するアプリケーション「集中管理システム」をいいます。
- (3) 「集中管理サービス」とは、「集中管理システムサービス」利用規約で定める、集中管理アプリで提供するサービスを言います。
- (4) 「対象機器」とは、当社の集中管理サービスにて利用登録した当社製の対象エアコンと対象空気清浄機のうち、本サービスを申し込んだ機器をいいます。

- (5) 「申込者」とは、集中管理サービスおよび、本サービスを申し込んだ法人をいいます。
- (6) 「利用者」とは、対象機器の使用を申込者から許諾され、対象機器を実際に使用する者（主に申込者の従業員や顧客を想定します）をいいます。
- (7) 「利用登録」とは、別途提供する当社所定の申込書により、申込者が対象機器の修理サービスの利用申込みを行い、本サービスを利用することをいいます。

### 第3条 （本サービスの提供）

1. 本サービスは、当社が提供する法人ユーザー向けの修理サービスであり、当社、当社の関係会社、もしくは当社が委託する会社が、対象機器の設置場所（日本国内限定）に伺い、対象機器の修理を実施するサービスをいいます。
2. 本サービスは、メーカーの無料修理保証期間後の保証を規定された利用料をお支払い頂くことで提供するものであり、本サービスで提供する修理サービスは、本規約に対応する修理項目に限定されます。
3. 本サービスの種類および内容は、その時点で当社が合理的に提供可能なものとします。
4. 本サービスの詳細な内容および利用料金は、当社提供文書または諸規定で提供します。
5. 本サービスの提供は、日本国内に本店を有する法人を対象とします。

## 第2章 本サービスの料金・支払いについて

### 第4条 （本サービスの利用料金）

1. 本サービスの手続きに関する料金および利用料金の算出方法および金額、利用料金の支払方法、支払債務の取り扱い、支払遅延時の取り扱いなど、本サービスの料金・支払については、別途、本規約で定める場合を除き、集中管理サービスシステム利用規約に準ずるものとします。

## 第3章 本サービスの利用登録について

### 第5条 （本規約の対象）

当社は、第7条（本サービスの利用登録手続き）の利用登録手続きが完了した申込者に対して本サービスを提供します。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、当社は本サービスを提供することができません。

- (1) 対象機器を日本国外で利用される場合
- (2) 電話番号およびメールアドレスで連絡が取れない場合
- (3) 「集中管理システム及び関連サービス 機器情報 連絡書」等当社が指定する書面に必要事項を記入・署名のうえ返送していただけない場合、および修理にあたり必要な機器、情報、環境をご提供いただけない場合
- (4) 本規約にご同意いただけない場合
- (5) 第6条（本サービスの利用登録手続き）第1項に定める事項に該当する場合

### 第6条 （本サービスの利用登録手続き）

1. 本サービスの利用に際しては、本規約に同意した上、別途提供する当社所定の申込書による申込みおよび対象機器の機器情報の連絡が必要です。当社は、申込者からの利用登録の申込みを受け付けた後、必要な審査を行い、申込みの承諾または拒絶を決定します。当該審査の結果、次に掲げる事由に該当する場合、当社は利用登録の申込みに対し、拒絶することがあります。
  - (1) 利用登録の申込みおよび機器情報の連絡に際し、記入事項に虚偽の記載や不備がある場合

- (2) 以前に申込者が第 14 条（当社による本サービスの利用停止・契約の解除）第 2 項に基づき本サービスの全部もしくは一部の利用を停止され、または利用登録を解除されたことがある場合
  - (3) 申込者が集中管理サービスに申し込んでいない場合、または、申し込む意思がない場合
  - (4) 機器情報を提供して頂けない場合
  - (5) 当社が認める対象機器以外の機器の場合
  - (6) 対象機器が購入後から当社の定める所定の期間を経過している場合
  - (7) 対象機器の利用条件が第 4 章（本サービスの利用について）の条件を満たさない場合
  - (8) 申込者が実在しない場合
  - (9) 当社の業務遂行上または技術上の支障がある場合
  - (10) その他当社が不相当と認めた場合
2. 前項により利用登録の申込みを拒絶したときは、当社は申込者に対しその旨を通知します。ただし、拒絶の理由は開示しません。
  3. 本サービスの加入は、事前または同時に集中管理サービスの申込みをいただく必要があります。
  4. 当社は、当社が利用登録の申込みを承諾した場合、申込者に対し申込手続完了の通知をします。なお、この通知の発信により、申込書に申込者が記入したサービス利用開始日より当社と申込者の間に本規約に基づく契約が成立し、本サービスの適用が開始します。

#### 第7条 （契約の有効期間）

1. 本規約に基づく契約の有効期間は、新規契約の場合、第 6 条（本サービスの利用登録手続）で申込者が申請したサービス利用開始日から開始し、本サービスの有効期間の終了期日が到来するまでとします。ただし、メーカーの無料修理保証期間中はメーカーによる保証が適用され、本サービスの適用開始日はメーカーの無料修理保証期間が満了した翌日からとなります。
2. 集中管理サービスの契約が終了した場合、および本規約に基づく契約が有効期間内に解約または解除により終了した場合、当社は本サービスの提供を停止します。但し、当社は既に支払われた代金の返金はいたしません。
3. 申込者が、本サービス契約の継続を希望しない場合、集中管理システムサービス利用規約に定める規定にしたがって解約申込書の提出を行ってください。
4. 申込者が、前項で規定する終了の手続きを行わなかった場合、集中管理システムサービス利用規約に定める規定にしたがって、申込者から当社に対して更新申込がなされたと見做します
5. 第 3 項に基づく更新申込がなされない場合または第 14 条（当社による本プランの利用停止・契約の解除）もしくは第 15 条（申込者都合等による本プランの解約）に基づき本規約に基づく契約もしくは集中管理サービスの契約が解除された場合、本規約に基づく契約は終了し、本サービスの提供は終了します。
6. 第 4 項に基づく更新により延長できる契約期間は、対象機器の引き渡し日に始まるメーカーの無料修理保証期間を含む、対象機器ごとに設定される所定の年数（エアコンの場合は 10 年、空気清浄機の場合は 6 年）が経過した日の月末までとします。修理の受付が本サービスの終了日の後になされた場合は本サービスの提供を受けられませんのでご了承ください。

#### 第8条 （登録事項の変更届出）

申込者は、利用登録における法人名、住所、担当者名、電子メールアドレス、電話番号等、当社への届出内容に変更が生じた場合、速やかに当社指定の方法で届け出るものとします。

#### 第9条 (申込者への通知・連絡)

1. 本サービスに関する内容の変更等の通知または連絡は、原則として、集中管理システムサポートサイト内に置くものとします。ただし、重要な連絡等の場合は申込者が連絡先として登録したアドレスに対して電子メールを送信する形で行うこともあります。
2. 本規約に定める通知およびお知らせは、それが申込者に到達したか否かにかかわらず、集中管理システムサポートサイトに掲載した時点、または連絡先として登録されたアドレスに対して電子メールを送信した時点をもって、到達したものとみなします。
3. 申込者は到達後、必要に応じて利用者に当該通知内容を周知するものとします。

### 第4章 本サービスの利用について

#### 第10条 (本サービスの利用地域)

本サービスの利用地域は、日本国の全ての地域とします。日本国外では利用できません。

#### 第11条 (メーカー保証延長サービスの対象物)

1. メーカー保証延長サービスの対象物は、対象機器本体（電池は含まず）のみとなり、その付属品（リモコン等）やアクセサリは対象に含みません。
2. メーカー保証延長サービスは、対象機器のハードウェア部分の故障を対象とし、ハードウェアに起因しない不具合（例：機器管理システム等のクラウドシステムからの制御に起因する不具合等）および故障ではない場合（機能に影響しない汚れ、キズ、変色等）は対象外となります。

#### 第12条 (メーカーの無料修理保証期間中の保証事項との関係)

1. 対象機器の本サービスに基づく修理に関する事項は、本規約が適用されます。
2. 販売店もしくは外部保険会社等が独自に定める延長保証（保険）に加入されている申込者は、その延長保証（保険）が規定する窓口に連絡し、修理の依頼を行ってください。その際には、本サービスおよび本規約は適用されません。

#### 第13条 (本サービスご利用の際の注意事項)

1. 申込者は、集中管理アプリの画面にある「修理申込」のメニュー項目に必要な事項を記入のうえ、修理を申し込んで下さい。他の手段で修理の申し込みを行った場合、本サービスの対象機器であることが確認できず、本サービスの対象とならないことがあります。
2. お客様の設置環境・状況（高所取付など）により、足場などの設置が発生する場合には、それらの作業は本サービスの保証対象とはならず、当社が提示する実費を追加でお支払いいただく必要があります。
3. 以下に定める対象機器の故障や事象の場合は本サービスの保証対象とならず、個別に修理料金をお支払いいただく必要があります。申込者以外の第三者による行為に起因する場合も含まれます。また修理サービス時には分からず、修理サービス後に以下に定める事象が明らかになった場合は過去に遡って修理料金をお支払いいただく必要があります。

(イ) 本サービスの契約の申し出がない場合。

(ロ) 本サービスの対象機器であること、対象期間内であることが確認できない場合。

(ハ) 使用上の誤り、または不当な修理や改造など、対象機器の取扱説明書やそれに類する書面にて示す操作を怠ったために生じたもの、または禁止事項（危険、警告、注意）に抵触したことで発生した故障・損傷。

- (ニ) お買いあげ後に落とされた場合などによる故障・損傷。故意・過失又は取扱い不良（対象機器の落下事故を含む）による故障・損傷。
- (ホ) 対象商品の設置後の取り付け場所の移動によって生じた対象商品の故障または損傷による故障・損傷。
- (ヘ) 火災・公害・異常電圧・定格外の使用電源（電圧、周波数）、および地震・落雷・突風・風水害・塩害・ガス害（硫化ガス等）その他天災地変など、外部に原因がある故障・損傷。
- (ト) 塩害、破裂、爆発および盗難、暴動、戦乱、戦争など、外部に原因があるもの。動物、昆虫、鳥類や植物が原因で発生したもの。
- (チ) 消耗品（本体より消耗が早く、適宜交換が必要になる部分の総称を指します）の自然消耗、摩耗、劣化等により交換が必要な場合。
- (リ) 対象商品の取扱説明書に記載されている使用者が行うべき調整及び内部清掃、消耗品の交換等の諸作業を行ったために生じたもの。
- (ヌ) 純正部品以外の部品の使用により生じたもの。（チ）本サービス利用者のご使用環境や維持・管理方法に起因して生じた故障および損傷の場合（例：ホコリ、サビ、カビ、小動物の侵入・糞尿・損傷）。
- (ル) 対象機器のその付属品（電池、リモコン等）やアクセサリに生じた故障および損傷の場合。
- (ヲ) 品質・機能上影響がないと認められる感覚的現象によるもの。
- (ワ) 冷媒回路の不良ではなく、冷媒配管の接続など他の原因で冷媒がもれた時の冷媒充填や故障・損傷。
- (カ) 設置・施工上の不備に起因する故障や不具合の場合。
- (ヨ) 対象機器以外の部品・製品などの誘発による故障・損傷。
- (タ) 当社が症状を確認できない、もしくは、当社が修理をする必要がある症状と判断できない場合。
- (レ) 当社が修理を行っても症状が改善しないと判断する場合。
- (ソ) 経年劣化による変色、退色、錆などの発生による故障・損傷。
- (ツ) 外観（本体、付属品等）の損害・破損等、対象機器の通常使用に影響がなく、性能を発揮するにあたり支障のない損害、破損の修繕費用。
- (ネ) 液晶のガラスやエアコン・空気清浄機のルーバーなど物性的に破損し易いものについては、お客様に過失がない場合でも無料修理の対象外になります。

4. 本サービスの提供により、交換、または取り外した故障部品はお返ししません。申込者は、当該部品の所有権を放棄するものとし、当社が回収します。
5. 環境保護および継続したサービスの提供等のため、本サービスの際に再生部品または代替部品を使用する場合があります。なお、ご利用料金は前項の回収を勘案して算出しています。
6. 当社は、対象機器の状態等により、当社の判断により、修理に代えて代替品への製品交換で対応する場合があります。代替品の設置に関して、代替品費、設置工事費、及び代替品設置の為に必要な最小限の家屋修復（天井・壁の補修作業等）は保証対象となります。ただし、13条2項で定める費用は、保証対象に含まれません。
7. 修理完了した対象機器は、工場出荷状態となる場合があります。このため、申込者は、申込者の責任と費用負担において、修理完了後返却された対象機器の各種機能の設定等を行って下さい。
8. 補修部品の保有期間は当社の定めによります。補修部品の当該期間が経過している対象機器については、本サービスの受付が出来ない場合があります。
9. 対象機器以外の機器に生じた故障または損害は補償しません。
10. 当社、および当社のサービス会社が発行する伝票をもって、修理の報告と致します。対象機器の故障の原因、発生した現象、要因等に関する調査や分析などの対応は致しません。
11. 申込書に記載の内容に虚偽がある場合、当社が異なっていると判断する場合。

12. 設置場所は、建物内の人への環境管理を目的とした使用に限定するものとします。主たる使用が、物品の保管、サーバ室など機器の環境管理、植物や動物など人以外の生物の環境管理を目的とした場合や車両や車両船舶などの建物以外での使用と判断される対象機器の使用については、本サービスの対象外とします。

#### 第14条 (当社による本サービスの利用停止・契約の解除)

1. 当社は、申込者に 90 日間の予告期間をもって通知することにより、本サービスの全部または一部を終了させることができます。
2. 当社は、次の各号の場合、事前に申込者に通知することなく、本サービスの全部もしくは一部の利用を停止、または本規約に基づく契約を終了することができます。これにより申込者または第三者に損害が生じたとしても、当社は一切責任を負いません。
  - (1) 申込者が本規約または本サービスと連携する各種サービスに関する個別規約に違反した場合
  - (2) 申込者が当社の指示を遵守しなかった場合
  - (3) 手形または小切手の不渡りが発生したとき
  - (4) 差押、仮差押、仮処分その他の強制執行または滞納処分の申し立てを受けたとき
  - (5) 破産、民事再生、会社更生、会社整理または特別清算の申し立てがされたとき
  - (6) その他、申込者に不適切な行為があると当社が判断した場合
  - (7) 当社による本サービスの提供に支障を及ぼすおそれがある場合
3. 当社は、天災地変、戦争等の不可抗力、その他非常事態が発生しもしくは発生するおそれがある場合、システムの保守・点検を緊急的に行う必要が発生した場合、通信障害もしくは設備障害への対応を余儀なくされた場合、またはその他やむを得ない事由が生じた場合は、申込者に対する事前の通知なく、本サービスの全部もしくは一部を一時的に中断または停止することができます。これにより申込者または第三者に損害が生じたとしても、当社は一切責任を負いません。

#### 第15条 (申込者都合等による本サービスの解約)

1. 申込者は第 7 条 3 項に記載の当社所定の申込手続きにより、本サービスの解約の申込みを行うことができます。この場合において、当社にて手続が完了した時点で本サービスは終了するものとします。
2. 当社は、本サービスの有効期間が残存していても、既に申込者が支払った料金については理由の如何を問わず返還しないものとします。

#### 第16条 (本サービスに関する当社からの連絡)

1. 本サービスに関する申込者への連絡は、集中管理システムサービス利用規約に定める方法によるものとします。
2. 前項の連絡は、それが申込者に到達したか否かにかかわらず、当社が発信した時点をもって申込者に到達したものとみなします。

## 第5章 その他

#### 第17条 (本サービスの内容の変更)

当社は、当社の都合により、本サービスの内容や提供条件の変更を行うことができます。内容や提供条件を変更する場合、当社は第 10 条 (申込者への通知・連絡) に規定した方法で申込者に対して事前に通知するものとします。

## 第18条 (本規約の変更)

1. 当社は、以下のいずれかに該当する場合、本規約を変更することがあります。本規約が変更された後の本サービスの提供条件は、変更後の本規約によります。
  - (1) 申込者の一般の利益に適合するとき
  - (2) 契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 本規約の変更後の内容については、当社が定める方法により遅滞なく、規約を変更する旨、変更後の規約の内容、変更内容の効力発生時期を申込者に通知または周知するものとします。
3. 本条第1項第2号に該当する変更を行う場合、当該変更内容の効力発生日が到来する日よりも前の日で、当社が適当と判断した日に、前項の通知または周知を行います。
4. 本条に基づき変更された内容は、当社が定めた効力発生時から変更の効力が生じます。変更の効力が生じた後、本サービスを利用された申込者は、本規約の変更内容に同意したものとみなします。
5. 前4項の規定にかかわらず、法令上、申込者の同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法で申込者の同意を得るものとします。

## 第19条 (本サービスに関する問合せ)

本サービス利用者は、当社が別途定めた場合を除き、以下のメールアドレスに当社サービスに関する問合せ（技術的事項を除く）を行うことができます。問い合わせの対応につきましては、当社の営業日（土日祝日と当社の指定休日を除く平日）での取扱いとさせていただきます。なお、当社営業日以外も受付をいたしますが、回答は翌営業日以降となりますのでご了承ください。

受付時間：9時30分～17時15分

（土曜日、日曜日、祝祭日および当社が定める年末年始等の長期休暇は除きます。）

お問い合わせメールアドレス：[smartconsole-support@sharp.co.jp](mailto:smartconsole-support@sharp.co.jp)

## 第20条 (申込者および利用者の個人情報の取扱い)

1. 本サービスにおいてご提供いただいた申込者および利用者の個人情報は、修理、修理に伴う連絡等、本サービスの提供のためにのみ使用し、厳重な管理を行います。
2. 当社は、前項に規定する利用目的に必要な範囲で、個人情報の適切な取扱いに関する契約を締結する外部事業者に対し、申込者および利用者の個人情報の取扱いを委託することがあります。
3. その他、個人情報の取扱いの詳細は、別途定める「集中管理システムサービス利用規約」内の第7章(個人情報、利用情報、センサー情報等の取り扱いについて)および第8章(保存する情報について)をご参照ください。申込者が本プランをご利用される時点において、これらの適用を受けることについて同意するものとします。
4. 「集中管理システムサービス利用規約」第7章(個人情報、利用情報、センサー情報等の取り扱いについて)および第8章(保存する情報について)は以下のURLからご確認下さい。
5. (<https://jp.sharp/business/smartconsole/download/>)

## 第21条 (権利の譲渡制限等)

申込者、本サービス利用者は、当社との本規約に基づく本サービスのご利用に関わる権利および義務を第三者に譲渡し、賃貸または担保に供することはできません。

## 第22条 (免責事項)

1. 本サービスの提供に関して、当社の責に帰すべき事由によらずに発生した損害については、当社は賠償の義務を負わないものとします。
2. 当社が実施した修理に起因した対象機器内のデータ破損・消失につき、当社は責任を負いません。
3. 当社は、当社による本サービスの解約・解除により申込者が被った損害につき、賠償する責任を負わないものとします。
4. 対象機器が故障により使用できなかったことによる損害および修理期間中申込者が対象機器を使用できなかったことによる損害については補償いたしません。
5. 本サービスの提供において、本サービスの対象でない機器との接続の不具合による損害や、その他、当社の責に帰すべき事由によらずに発生した損害については、当社は賠償の義務を負わないものとします。
6. 前各項にかかわらず、当社に帰責事由がある場合において、お客様が本サービスの利用等により損害を被った場合は、当社は、対象機器の購入金額を上限として損害を賠償するものとします。
7. 本規約に基づく当社の責任は、日本国法令を遵守し、本サービスを申込者に提供する範囲に限定されるものとします

#### 第23条 (反社会的勢力の排除)

1. 申込者および当社は、政府が発表している反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下「指針」といいます）を相互に尊重し、本サービス契約の締結をもってそれぞれ自己が次の各号の一に該当しないこと、および今後もこれに該当する行為を行わないことを表明・保証します。
  - (1) 暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」と総称します）であること、または反社会的勢力であったこと。
  - (2) 役員または実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、または反社会的勢力であったこと。
  - (3) 親会社、子会社（いずれも会社法の定義による。以下同じ）が前2号のいずれかに該当すること。
2. 契約者および当社は、本サービス契約の履行に関連して、次の各号の一に該当する行為をしてはならないものとします。
  - (1) 相手方に対して脅迫的な言動をすること、もしくは暴力を用いること、または相手方の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。
  - (2) 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害すること。
  - (3) 相手方に対して指針が排除の対象とする不当要求をすること。
  - (4) 反社会的勢力である第三者をして前3号の行為を行わせること。
  - (5) 自らまたはその役員もしくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。
3. 親会社、子会社が前5号のいずれかに該当する行為を行うこと。
4. 申込者および当社は、相手方が前2項各号の一に該当したときは、別段の催告を要せず即時本規約の全部または一部を解除することができるものとします。
5. 申込者および当社は、前項により本契約を解除されたことを理由として、相手方に対し、損害の賠償を請求することができないものとします。
6. 第1項または第2項の各号に定める行為により損害を被った当事者は、相手方に対し、その損害の賠償を請求することができるものとします。

#### 第24条 (知的財産権)

本サービスに係る知的財産権は、当社または当社が利用許諾を受けている第三者に帰属します。本規約による申込者および本サービス利用者への本サービスの提供は、本サービス利用者対する何らかの権利移転等を意味す

るものではありません。

第25条 （準拠法）

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法を適用します。

第26条 （協議解決）

本規約に定めのない事項、本規約の解釈および効力その他の事項について生じた疑義については、当社および本サービス利用者で信義誠実の原則に従い協議し、解決を図るものとします。

第27条 （準拠法、専属的合意管轄裁判所）

本サービス利用者と当社との間の本規約および本サービスに関する紛争については、被告の住所地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上